温　泉　分　析　書

（鉱泉分析試験による分析成績）

1　申請者　　兵庫県豊岡市中央町２番４号
豊岡市長　関貫　久仁郎

2　源泉名および湧出地　　竹野温泉
兵庫県豊岡市竹野町竹野字引船 1468 番地の 4
源泉から最も近い開口部より採水

3　湧出地における調査および試験成績

（１）調査および試験者　　兵庫県立健康科学研究所
北本寛明、泉村康人

（２）調査および試験年月日　　令和７年 ２月 18 日

（３）泉温　　28.9 ℃（調査時の気温：4 ℃）

（４）湧出量　　76 L/min（掘削、動力揚湯）

（５）知覚的試験　　無色、澄明、微弱な硫化水素臭、強い塩味

（６）ｐＨ値　　7.13

（７）電気伝導率　　2.30 S/m（25℃）

（８）ラドン（Rn）　　91 Bq / kg（6.8 マッヘ単位）
（液体シンチレーションカウンタによる定量）

4　試験室における試験成績

（１）試験者　　兵庫県立健康科学研究所
矢野美穂、北本寛明、小島知位子、松村益代、泉村康人

（２）分析終了の年月日　　令和７年２月 28 日

（３）知覚的試験　　無色、澄明、微弱な硫化水素臭、強い塩味
（試料採取後 24 時間）

（４）密度　　1.008 g/cm^3　（20 ℃／4 ℃）

（５）ｐＨ値　　6.27

（６）蒸発残留物　　15.36 g/kg（180 ℃）

5　試料１kg 中の成分：分量および組成

（１）陽イオン

成分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
リチウムイオン（Li^+）	0.56	0.08	0.03
ナトリウムイオン（Na^+）	1,890	82.1	35.8
カリウムイオン（K^+）	17.6	0.45	0.20
アンモニウムイオン（NH_4^+）	<0.1	−	−
マグネシウムイオン（Mg^{2+}）	21.9	1.81	0.79
カルシウムイオン（Ca^{2+}）	2,890	144	62.8
ストロンチウムイオン（Sr^{2+}）	37.0	0.85	0.37
バリウムイオン（Ba^{2+}）	0.15	0.002	0.001
アルミニウムイオン（Al^{3+}）	<0.1	−	−
マンガンイオン（Mn^{2+}）	1.00	0.04	0.02
鉄（Ⅱ）イオン（Fe^{2+}）	0.68	0.02	0.01
陽イオン　計	4,860	229	100

（２）陰イオン

成分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
ふっ化物イオン（F^-）	2.94	0.15	0.07
塩化物イオン（Cl^-）	7,640	215	92.2
臭化物イオン（Br^-）	30.2	0.38	0.16
よう化物イオン（I^-）	<0.1	−	−
硫化水素イオン（HS^-）	<0.1	−	−
チオ硫酸イオン（$S_2O_3^{2-}$）	<0.1	−	−
硫酸イオン（SO_4^{2-}）	836	17.4	7.45
硝酸イオン（NO_3^-）	<0.1	−	−
炭酸水素イオン（HCO_3^-）	12.6	0.21	0.09
炭酸イオン（CO_3^{2-}）	<0.1	−	−
陰イオン　計	8,520	233	100

（３）非解離成分

成分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
メタけい酸（H_2SiO_3）	26.1	0.33
メタほう酸（HBO_2）	2.37	0.05
メタ亜ひ酸（$HAsO_2$）	<0.1	−
非解離成分　計	28.5	0.38

（４）溶存物質（ガス性のものを除く）：13.4 g/kg

（５）溶存ガス成分

成分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
遊離二酸化炭素（CO_2）（遊離炭酸）	6.84	0.16
遊離硫化水素（H_2S）	<0.1	−
溶存ガス成分　計	6.84	0.16

（６）成分総計：13.4 g/kg

（７）その他の微量成分
総ひ素：0.04 mg/kg、総水銀：0.00005 mg/kg 未満
銅：0.01 mg/kg 未満、鉛：0.01 mg/kg 未満、カドミウム：0.01 mg/kg 未満

6　泉質　　カルシウム・ナトリウム - 塩化物泉
(高張性中性低温泉)

7　禁忌症，適応症等　　「温泉分析書別表（浴用）」
「温泉分析書別表（飲用）」に記載

令和７年３月 11 日

登録番号　　薬第　０２Ｅ - ０００１　号
兵庫県加古川市神野町神野１８１９番地の１４
兵庫県立健康科学研究所　所長　今井　雅尚

温泉分析書別表（浴用）

1　源泉名　　竹野温泉
2　湧出地　　兵庫県豊岡市竹野町竹野字引船 1468 番地の 4
3　温泉分析申請者　　豊岡市長　関貫　久仁郎
4　泉質　　カルシウム・ナトリウム - 塩化物泉（高張性中性低温泉）
5　分析結果による療養泉分類に基づく禁忌症、適応症等は環境省自然環境局長通知（平成 26 年 7 月 1 日）環自総発第 1407012 号によれば次のとおりである。

【浴用の禁忌症】

一般的禁忌症　　病気の活動期（特に熱のあるとき）、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期

泉質別禁忌症　　該当項目なし

【浴用の適応症】

療養泉の一般的適応症　　筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、軽症高血圧、耐糖能異常（糖尿病）、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）、病後回復期、疲労回復、健康増進

泉質別適応症　　きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症

〔入浴上の注意〕

浴用の方法及び注意

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

ア　入浴前の注意

（ア）食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
（イ）過度の疲労時には身体を休めること。
（ウ）運動後 30 分程度の間は身体を休めること。
（エ）高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1 人での入浴は避けることが望ましいこと。
（オ）浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
（カ）入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

イ　入浴方法

（ア）入浴温度　高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。
（イ）入浴形態　心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
（ウ）入浴回数　入浴開始後数日間は、1 日当たり 1～2 回とし、慣れてきたら 2～3 回まで増やしてもよいこと。
（エ）入浴時間　入浴温度により異なるが、1 回当たり、初めは 3～10 分程度とし、慣れてきたら 15～20 分程度まで延長してもよいこと。

ウ　入浴中の注意

（ア）運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
（イ）浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
（ウ）めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

エ　入浴後の注意

（ア）身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び 30 分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。）。
（イ）脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

オ　湯あたり

温泉療養開始後おおむね 3 日～1 週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

カ　その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

（注）この別表は温泉法第 18 条による掲示に必要な参考資料となるものである。

令和 7 年 3 月 11 日

温泉分析書別表（飲用）

1　源泉名　　竹野温泉
2　湧出地　　兵庫県豊岡市竹野町竹野字引船 1468 番地の 4
3　温泉分析申請者　　豊岡市長　関貫　久仁郎
4　泉質　　カルシウム・ナトリウム - 塩化物泉（高張性中性低温泉）
5　分析結果及び含有成分に基づく禁忌症等は環境省自然環境局長通知（平成 26 年 7 月 1 日）環自総発第 1407012 号及び環境省自然環境局自然環境整備担当参事官通知（平成 26 年 7 月 1 日）環自総発第 1407012 号によれば次のとおりである。

【飲用の禁忌症】

含有成分別禁忌症　　該当項目なし

【飲用の適応症】

泉質別適応症　　萎縮性胃炎、便秘

〔飲用上の注意〕

飲用の方法及び注意

温泉は、湧出後、時間の経過とともに変化がみられるため、地中から湧出した直後の新鮮な温泉が最も効用があるといわれているが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければ、かえって身体に不利に作用する場合もあるので、温泉の飲用は、以下の事項を守って行う必要がある。

なお、温泉を飲用に供する場合は、当該施設の設置者等は新鮮な温泉を用いるとともに、源泉及び飲泉施設について十分な公衆衛生上の配慮を行う必要がある。

ア．飲泉療養に関しては、専門的知識を有する医師の指導を受けること。また、服薬治療中の人は、主治医の意見を聴くこと。

イ．15 歳以下の人については、原則的には飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。

ウ．飲泉は決められた場所で、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用すること。

エ．温泉飲用の 1 回の量は一般に 100~150mL 程度とし、その 1 日の総量はおよそ 200~500mL までとすること。

オ．飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなど衛生的なものを用いること。

カ．飲泉は一般に食事の 30 分程度前に行うことが望ましいこと。

キ．飲泉場から飲用目的で温泉水を持ち帰らないこと。

ク．飲用する際には、誤嚥に注意すること。

（注）誤嚥とは、うがいや焦って飲むことなどにより、肺や気管に水分を吸い込んでしまうことをいう。なお、嚥下障害を発症している人は飲泉を行わないこと。

（注）　この別表は温泉法第 18 条による掲示に必要な参考資料となるものである。

令和 7 年 3 月 11 日